

災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書（案）

市川市（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した自動販売機設置場所貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請）

第2条 甲は、市川市域で災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断した場合は、乙に対し書面により協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに協力の要請にかかる書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）自動販売機内の販売品を無償提供すること。
- （2）自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- （3）その他、甲乙協議の上必要があると認めたこと。

2 乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、自動販売機の操作方法を記載した書面、鍵等を、あらかじめ甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

（費用負担）

第4条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が必要があると認めた場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 3月 日

甲 (住所) 市川市八幡1丁目1番1号
(氏名) 市 川 市
代表者 市川市長 村 越 祐 民

乙 (住所) ○○
(氏名) ○○株式会社
○○

貸付物件

施設名	所在地（地番）	設置台数
○○○○	○○○○	1 台